

# 永平寺町景観計画 2023-2032

*Landscape Plan of Eiheiji Town 2023-2032*

## 概要版

「風景まちづくりによる住んでよし、訪れてよしの永平寺町」を目指して



永平寺町  
令和5年3月

『永平寺町景観計画』は、

## 「風景まちづくりによる住んでよし、訪れてよしの永平寺町」 ～永平寺町の風景を活かした町の活性化～

の実現を目指します。

- 永平寺町は、「浄法寺山」等の山々を背に、町の中心部を流れる清流「九頭竜川」沿いに市街地や集落が形成され、その周辺に豊かな田園が広がっています。
- 本町には、町の名前の由来であり全国に知られる「大本山永平寺」、藩政時代の名残が残る旧街道「松岡十二曲り」、2つの「大学」があり若者が集う町など、時代の変化に富んだ特徴的な景観を有しています。
- 私たちは、これらの景観に囲まれて日々の生活を営み、日常生活における眺めを通じて、安らぎや潤いを得ています。良好な景観を形成・保全し、本町の魅力をより高めるとともに、かけがえのない風景を次の世代に継承していく必要があります。

### 永平寺町の主な景観



山々を背に町の中心部を東から西へ流れる母なる大河「九頭竜川」。鮎釣りの聖地



国内外に広く知られる「大本山永平寺」の冬景色



「九頭竜川」を彩る夏の風物詩「永平寺大燈籠ながし」と「花火大会」



藩政時代の旧街道「松岡十二曲り」。12の曲がり角が現存



中心市街地の松岡地区。住宅、公共施設、商業施設が集積。福井北ICが近接



2つの大学がある学園都市。写真は福井県立大学

#### 【2022 景観計画の策定経緯】

令和2年～ まち歩きやワークショップ実施、景観セミナーや風景まちづくりセミナー開催、町まちづくり研究会を組織  
永平寺町景観審議会 委員 15名。進士五十八会長（R3 まで福井県立大学学長。元東京農業大学学長）

## 景観計画の基本方針

### ① 風景まちづくり

九頭竜川や大本山永平寺、地域の自然、歴史・文化、産業が織りなす「風景まちづくり」

### ② まちを活性化

風景まちづくり運動により、地域を元気に、永平寺町を活性化

### ③ 協働・継承

町民・地域・事業者・行政が協働して永平寺町の風景を守り育て、次世代へ継承

- ・ 景観は、山や河川等の自然、農地、歴史や文化、建物、産業、市街地、生活空間など多種多様な背景から成り立っています。

- ・ 景観づくりを一体的・総合的に捉えるよう「風景まちづくり」として推進します。

- ・ 景観づくりと、農林水産業・観光・商工業・経済活動・教育・身近な生活・地域振興等のまちづくりを連動させた「風景まちづくり運動」を展開します。

- ・ 風景まちづくり運動により、経済や産業の活性化、観光地の魅力アップ、地域活力の向上など、町の活性化を図ります。

- ・ 風景まちづくりによる町の活性化により、「優れた風景には経済価値があること、風景は大事な地域資源であること」を皆さんに実感していただくことで、風景を守り育てる意識が高まるとともに、風景まちづくりに関わる方々が増え、広がっていくことを目指します。

- ・ これらの取り組みにより、町民・地域・事業者・行政が協働して、永平寺町の風景を守り育て、次世代へ継承していきます。

### 風景まちづくりの好循環サイクル

触れる

- ・ 風景に触れる。風景に興味・関心を持ってもらう。
- ・ みんなで取り組む体制を整える。風景づくりのアイデアを考える。

行動する

- ・ 風景に関するイベントに参加する。風景まちづくりの行動を始める。
- ・ 地域に新しい動きが生まれる。様々な取り組みが知られるようになる。

見える化

- ・ 風景の変化を目にする。風景に対する意識が芽生える、変わる。
- ・ 町民が風景を自慢できる。地域への愛着や誇りが増す。
- ・ 観光客が風景の良さを感じる。永平寺町にまた来たいと思う。

活性化

- ・ 人が動けば、地域の活動や産業が活発になる。地域が元気になる。
- ・ 観光客が増えれば、商業や観光業が活性化する。経済が回る。

実感する

- ・ 風景が大事な地域資源として実感される。風景に対する理解や関心が深まる。
- ・ 優れた風景には経済価値があると気づく。風景まちづくりへの意欲が高まる。

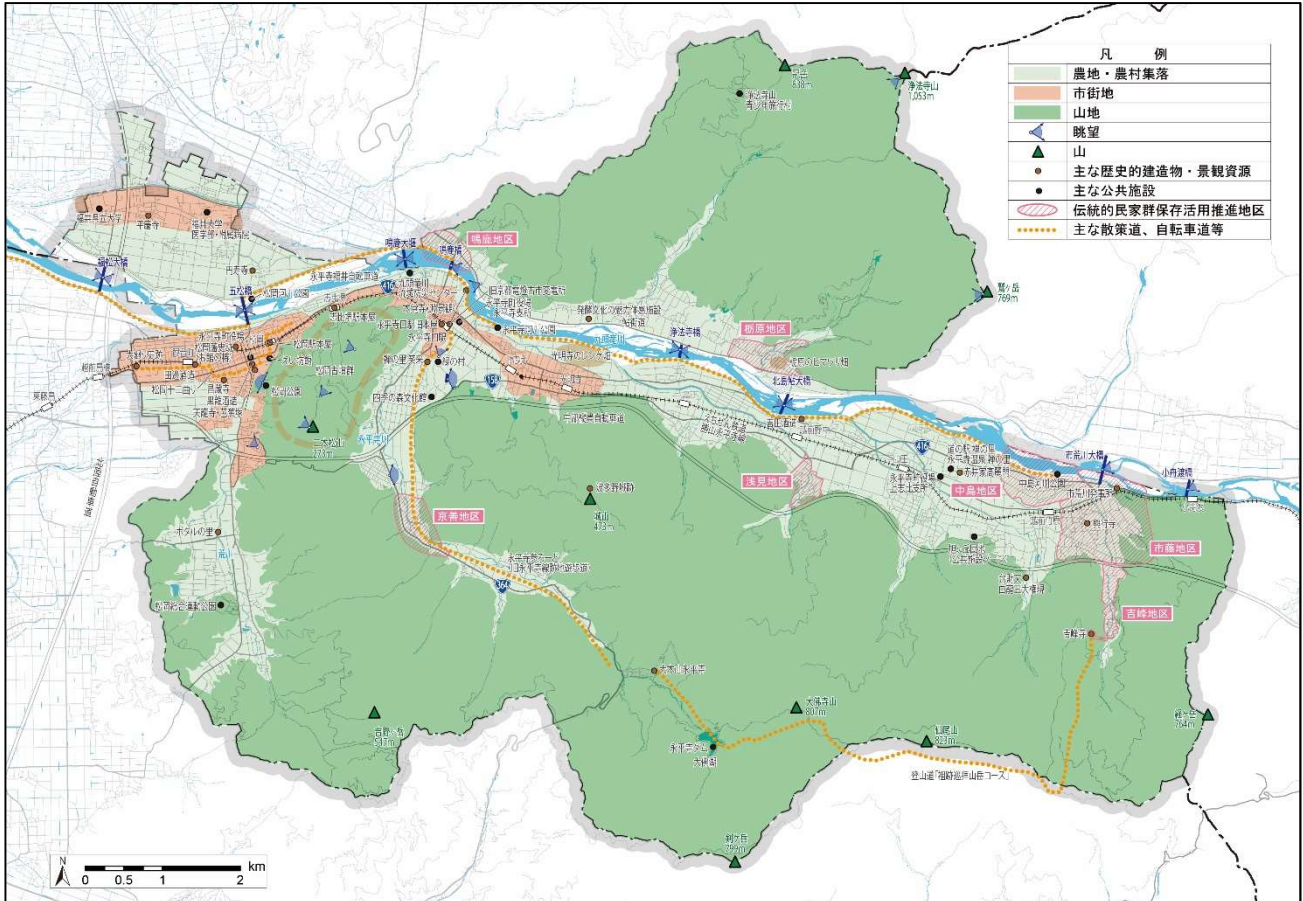
広がる

- ・ 風景に興味を持ち、行動する人が増える。新しい活動が始まる。
- ・ 町の風景の良さが知られる。風景が永平寺町のブランドになる。

## 景観計画区域

本計画は景観法に基づく計画です。景観は多種多様な背景から成り立ち、一体的な眺めとして構成されています。良好な景観の形成・保全に向けては、全ての景観要素に対して、一体的・総合的な取り組みが必要となることから、永平寺町全域を景観計画区域とします。

計画期間は令和4年度～令和13年度の10年間とします。



## 風景まちづくりの進め方

- 本町ではこれまで、届出対象行為や景観形成基準を定め、一定規模以上の建築物や工作物を基準により規制・誘導することで良好な景観の形成を進めてきました。
- 景観の質をより高め、景観づくりを広めていくため、これまでの「規制型」の景観づくりから、住民が主体的に参画する「実践型」に転換した『風景まちづくり』を目指します。
- 風景まちづくりに向けて、先導的な役割を果たし、効果を高める取り組みを『リーディングプロジェクト』として位置づけ、風景を活かしたまちづくりを見える化しながら推進していきます。



地区住民の保護活動。荒川「ホテルの里」



「九頭竜川かわとまち協議会」発足。水辺の賑わいづくり

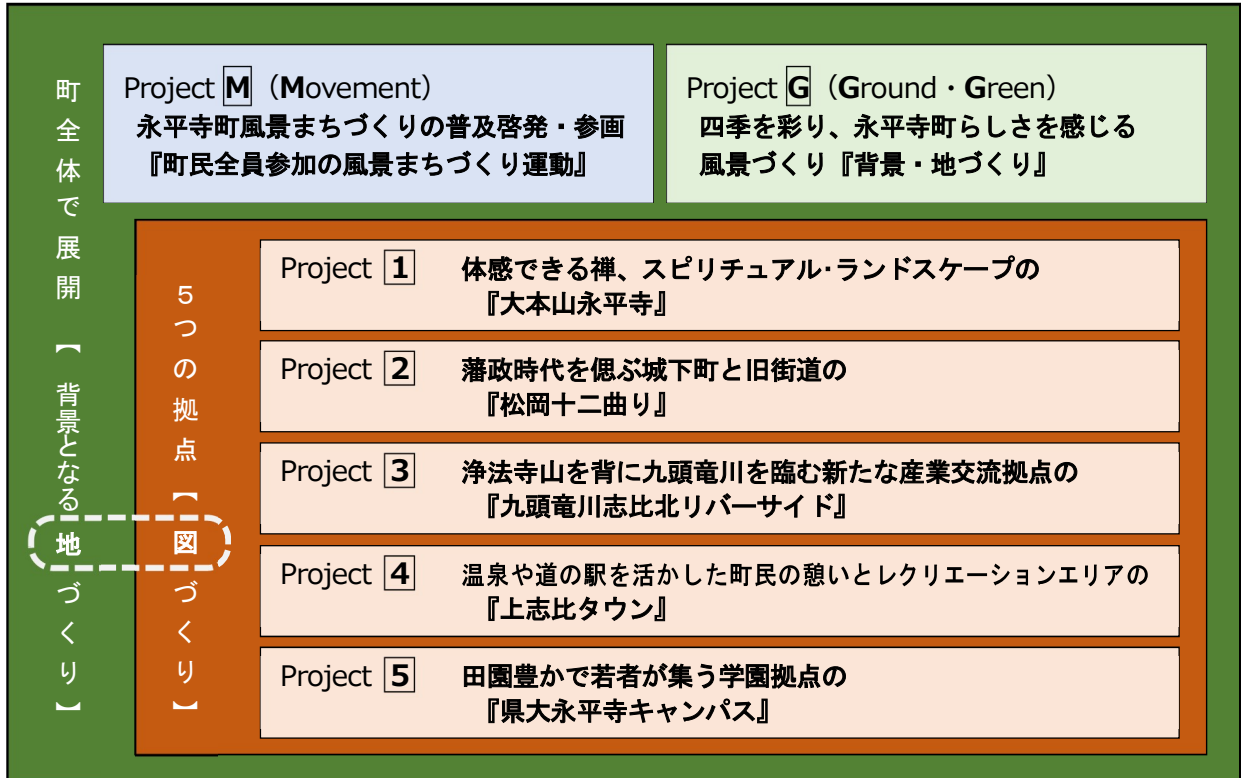


校門の前で毎日一礼する生徒「礼の心」

## 風景まちづくりの推進【リーディングプロジェクト】

### 地・図づくり

- 町全域で、風景まちづくりの普及啓発や参画を図る『町民全員参加の風景まちづくり運動』と、四季を彩り、永平寺町らしさを感じる景観作物や自然等による風景づくり【背景・地づくり】を展開します。
- 5つの拠点において、【図づくり】となる『リーディングプロジェクト』を推進します。



景観計画におけるリーディングプロジェクト 位置図

**[M] 永平寺町風景まちづくりの普及啓発・参画 『町民全員参加の風景まちづくり運動』**

◎風景に触れ、風景に興味・関心を持ってもらい、風景まちづくりに参画してもらう機会の創出

○永平寺町風景絵画作品展の開催。自転車、建築物、食等をテーマにしたフォトコンテストの開催

○まち歩き、サイクリング、カヤック体験、九頭竜川一斉清掃、ワークショップ、講演会等の開催

○九頭竜川八景や永平寺町夜景スポット等を新たに発掘、募集、選定、周知、広報

○景観の視点をとり入れた町観光パンフレットやHPの作成。四季の写真や風景の良さを発信



小学生永平寺町風景絵画作品展の開催。優秀作品を町広報で紹介



九頭竜川堤防を元気にお散歩する園児



夜間景観スポットの発掘と周知「九頭竜川鳴鹿大堰」

◎: 重点施策、○: 施策

**[G] 四季を彩り、永平寺町らしさを感じる風景づくり 『背景・地づくり』**

◎町特産品のレンゲ草やソバ等の景観作物により、四季を感じられる農地景観を維持・創出

○農業振興による農業経営の安定化により農地景観を保全。栃原のヒマワリ畑など話題の風景をPR

○九頭竜川を活かす、魅せる。水辺の利用促進や賑わいづくり。九頭竜川かわとまち協議会との連携。

○四季を彩る山並みとなるよう、林相転換を推進。人工林から落葉広葉樹林へ（中長期的）

○北陸最大級の手繰ヶ城山古墳、春日山古墳、越前波多野城跡等の遺跡を利用促進。登山道や看板等の整備



満開を迎えたレンゲ草畑(町特産レンゲ米の田植え前)



北陸最大級の大きさを誇る手繰ヶ城山(てぐりがじょうやま)古墳



収穫まじかの秋の新そば「永平寺そば」畑



本町の中心を東から西に流れる鮎釣りの聖地。清流「九頭竜川」

## ① 体感できる禅、スピリチュアル・ランドスケープの『大本山永平寺』

- ◎禅文化の国内・世界への発信強化。「大本山永平寺」や周辺、「吉峰寺」の魅力発信。禅境の強化醸成
- 禅文化を前面に打ち出した観光やまちづくりの推進。町観光パンフレットやHPのリニューアル
- 門前のさらなる高質化、にぎわいの向上、厳粛な雰囲気醸成、通りの空間整備
- 国内初のレベル3無人自動走行運転「ZEN drive」の進化。禅文化と結び付け、ZENと禅のブランド強化
- 永平寺につながる自転車歩行者道「参(まい)ろーど」の活用、見通し景観の向上、ウォーキング大会等の開催



町内はもとより、国内外に広く知られる「大本山 永平寺」



再整備された旧参道と永平寺川、新設された親禅の宿「柏樹閣」

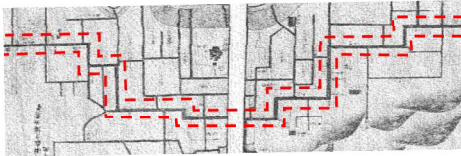


国内初のレベル3無人自動走行運転「ZEN drive」の実用化

◎: 重点施策、○: 施策

## ② 藩政時代を偲ぶ城下町と旧街道の『松岡十二曲り』

- ◎十二曲りの周知と知名度アップ。路面表示や看板等の充実により、道や角が一目で分かるよう見える化
- まち歩き、サイクリングイベント、歴史を学ぶ企画展や文化財講座等の開催
- アーティスト・イン・レジデンス活動の推進。芸術家が滞在して地域と交流。町民の芸術文化の振興
- 「福井県伝統的民家群活用推進地区」指定の働きかけ。指定後の地区の景観向上活動に対する補助支援
- 高台にあり市街地を一望できる桜の名所「松岡公園」の整備、魅力向上、見晴らしの確保



松岡藩時代の古地図(上)にある12の曲り角(赤点線)が今も現存



高台にある桜の名所「松岡公園」から眺める松岡の市街地



うだつのある伝統的古民家が軒を並べる「松岡十二曲り」

### ③ 浄法寺山を背に九頭竜川を臨む新たな産業交流拠点の『九頭竜川志比北リバーサイド』

- ◎ 1つの企業進出が呼び水となり、他の企業が相次いで進出する好循環により、新産業ゾーンを形成
- 民間開発（発酵文化の魅力体感施設）による産業や観光の新たな拠点整備、目玉となる建築景観
- 地場産業や地域特産物を活かした施設や企業が立地しやすい土地利用調整、進出企業への助成
- 「浄法寺山」の保全や利活用。「九頭竜川」へのアプローチや水面に触れられる空間の整備、眺望整備
- 「鮎街道」の周知と知名度向上。桜並木の保全。ポケットパークの整備。サイクリングルートの活用



「浄法寺山」を背に「九頭竜川」を臨むロケーション



「鮎街道」の桜並木。沿道にはポケットパークが点在

有名建築家が設計した地元酒造会社による発酵文化の魅力体感施設。隣接地には他の企業が進出を計画中。新たな産業観光交流拠点へ

◎: 重点施策、○: 施策

### ④ 温泉や道の駅を活かした町民の憩いとレクリエーションエリアの『上志比タウン』

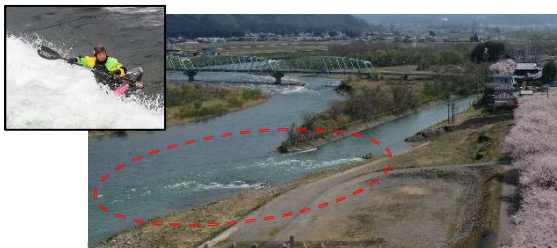
- ◎ 道の駅の活用、機能強化、イベント開催。上志比にんにく等の特産品販売、農園の活用。地域の交流
- 深さ 1,710m から湧出した温泉水を利用した「永平寺温泉」で癒しと安らぎの提供。健康づくりの増進
- 上級者向けフリースタイルカヤック競技場「ナミノバ」整備による利活用、イベント開催、大会の誘致
- 中島河川公園の利活用、九頭竜川へのアプローチや視点場整備。サイクリングルートのネットワーク化
- 公民館、文化会館サンサンホール、ニンキー体育館等の町施設の有効活用。各種イベント開催



地域と観光の交流拠点。永平寺温泉と道の駅「禅の里」



高濃度で多くの成分を含んだ良質な温泉「永平寺温泉」



九頭竜川の上級者向けのフリースタイルカヤック競技場「ナミノバ」



広大な芝生広場が広がる九頭竜川「中島河川公園」



## ⑤ 田園豊かで若者が集う学園拠点の『県大永平寺キャンパス』

- ◎福井県立大学と町の相互連携による地域社会の活性化、産業振興、人材育成、学びの提供、永平寺学の開講
- 開かれた県大。キャンパスを「県民のにわ」として開放。桜の植樹や保全、ベンチの設置により桜の名所化
- 福井大学医学部周辺の優良農地の保全。九頭竜川沿いで生産される特産品「五領たまねぎ」の作付け支援
- 「松岡河川公園」の利活用、スポレク活動の拠点化、イベントの開催。永平寺福井自転車道の利用促進
- 県立大学前や福大医学部前通りの街路樹による緑豊かな道路景観の保全や整備



桜の名所。県民のにわ。地域に開かれた「福井県立大学」



豊かな田園に囲まれた「福井大学医学部」と「福井大学病院」



県大生によるまちなかフィールドワーク



マレットゴルフ愛好家が集う「松岡河川公園」

◎: 重点施策、○: 施策

リーディングプロジェクトについて、民間を含め町内で新たな動きや取り組みが出てきた場合等には、必要に応じて、新たなプロジェクトやメニュー、アイデア等を追加検討しながら進めていきます。

## 景観法に基づく規制や誘導（景観形成基準等）

### 景観に関する届出行為

景観法の規定に基づき、一定規模以上の行為を行う場合は、永平寺町に届出を行う必要があります。

対象行為	主な対象規模
建築物の新築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 10m 以上の建築物の新築・増築・改築・移転（以下「新築等」という。）</li> <li>・延床面積 1,000 ㎡以上の建築物の新築等</li> <li>・上記の建築物の修繕・模様替え・色彩の変更で、変更面積が外観の過半以上</li> </ul>
工作物の新設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 10m 以上の柱類（電柱を除く）や塔等の工作物の新設・増築・改築・移転</li> <li>・高さ 2m 以上、かつ、延長 30m 以上の垣（生垣を除く）、柵、塀、擁壁等</li> <li>・高さ 10m 以上、または、建築面積 500 ㎡以上のコンクリートプラント、車庫、焼却場等</li> <li>・上記の工作物の修繕・模様替え・色彩の変更で、変更面積が外観の過半以上</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する面積 1,000 ㎡以上の開発行為</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積 1,000 ㎡以上の土地の開墾、土砂の採取、土地の形質の変更</li> <li>・面積 1,000 ㎡以上の木竹の伐採</li> <li>・高さ 3m 以上、または、面積 500 ㎡以上の土石・再生資源の堆積（90 日以内を除く）</li> </ul>

## 景観形成基準

前記の届出行為を行う場合は、景観形成基準に適合する必要があります。主な基準は以下の通りです。

項目	主な景観形成基準
① 建築物の建築及び工作物の建設	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や周辺の環境、集落景観、田園景観との調和を図る。</li> <li>・周囲の景観を阻害しないよう、建築物や工作物の規模、位置に配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物屋上の設備、屋外階段、付属設備機器（空調室外機、ガスボンベ等）は、道路等公共空間から目立たない位置または見えにくくする。</li> <li>・外壁など外部の仕上げ材は、周囲の景観を阻害しないよう配慮する。</li> <li>・I C周辺、橋梁、主要な眺望点からの見え方に配慮し、眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>・松岡十二曲り沿道の角地や突き当たりなどの場所では、魅力ある景観形成に配慮する。</li> </ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色を抑制し、落ち着いた色合いの低彩度色を基調とする。</li> <li>・自然や歴史景観に優れた地域では、地域の景観を特徴づける自然素材の活用に努める。</li> </ul>
植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にできるだけ緑を確保すること。特に主要道路から望見できる場所には、中高木の列植や生垣等により、圧迫感が出ないよう努める。</li> <li>・植栽は、周囲の自然植生と調和した樹種、配置となるよう配慮する。</li> </ul>
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上に設置する場合は、主要な眺望点からの見え方に配慮する。（建築物の屋上を除く。）</li> <li>・自然や歴史景観に優れた地域では、植栽や板塀等により、目立たないよう努める。</li> </ul>
② その他	
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧迫感のある長大な擁壁や法面が生じないよう、形態や配置を工夫する。</li> <li>・壁面や前面に植栽を施し、周囲の景観との調和を図る。</li> </ul>
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の周囲に緑化措置を講じるか、塀や柵などを設置し、道路等から見えにくくする。</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹姿や樹勢の優れた樹木は、保存や移植による活用に努める。</li> <li>・伐採が広範囲にならないこと。伐採後、自然植生と調和した緑化措置を講じる。</li> </ul>

## 屋外広告物の規制

屋外広告物は、良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害防止を目的に、屋外広告物法や福井県屋外広告物条例に基づき、区域区分毎に広告物の高さや面積等の基準が定められています。

一定規模以上の屋外広告物を設置する場合は、永平寺町へ許可申請を行う必要があります。

区分	主な区域	主な許可基準	
		自家用広告(高さ、面積計)	案内広告(面積)
第1種 禁止地域	小中学校、役場、九頭竜川、松岡公園等	3m以下、10㎡以内	設置不可
第2種 禁止地域	永平寺周辺の国道364号(両側300m)	5m以下、20㎡以内	1㎡以下
第3種 禁止地域	中部縦貫道、国道416号・364号(両側300m)	8m以下、30㎡以内	3㎡以下
許可地域	上記以外の地域、商業・工業・住居地域	10m以下、総量規制なし	30㎡以下

禁止地域では5㎡以内、許可地域では10㎡以内の自家用広告物は許可申請が不要

## 景観重要公共施設の指定

道路・河川・公園は、風景を構成する重要な要素の1つです。公共施設が良好な景観形成に先導的な役割を果たすよう、管理者との協議・同意に基づき、景観法に基づく景観重要公共施設として指定します。

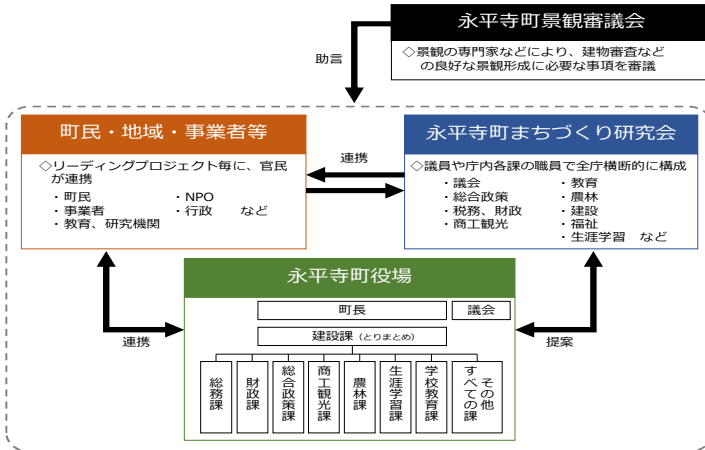
下記の公共施設管理者は良好な景観形成に努めながら、道路・河川・公園の整備や維持管理を行います。

区分	景観重要公共施設
道路	主要幹線道路 ・国道364号 ・国道416号 ・県道勝山丸岡線(鮎街道) ・町道花谷牧福島線 ・町道吉野1号線 松岡十二曲り ・町道松岡1号線他 永平寺参ろ一ど ・町道永平寺参ろ一ど 大本山永平寺 ・県道永平寺線 ・志比2号線(旧参道)
河川	・九頭竜川(河川公園を含む) ・永平寺川 ・荒川
公園	・松岡公園

## 景観計画の推進体制

### 推進体制

- ・町民、地域、事業者等と連携し、意見交換しながら、風景まちづくりを一緒に考え、行動します。
- ・町役場においては、町長を筆頭に関連する全ての課が連携して全庁的に取り組みます。
- ・庁内各課の職員や議員で全庁横断的に構成する『永平寺町まちづくり研究会』を立ち上げ、まち歩き等を行い、様々なアイデアを提案しながら、「リーディングプロジェクト」の検討を進めます。
- ・町景観審議会からも風景まちづくりに対するアイデア等を助言いただきます。



まちづくり研究会



まち歩き

### 進行管理

- ・「計画 (PLAN)」、「実行 (DO)」、「評価 (CHECK)」、「改善 (ACTION)」の4つのサイクルで計画を進めます。
- ・本計画では特に、「実行 (DO)」を強く意識し、リーディングプロジェクトにより、出来ることからすぐ実践します。
- ・景観計画は、社会・経済状況の変化等を踏まえ、10年程度を目途に見直しを行います。



計画段階のイメージパース



現在の大本山永平寺旧参道

### 今後に向けて

- ・風景まちづくりへのキックオフとして、大本山永平寺において令和4年3月、地区の皆さまと門前のまちづくりを一緒に考える「永平寺町風景まちづくりセミナー」を開催しました。
- ・当日は、県立大学の進士学長（当時）による『門前の風景デザイン』のご講演後、門前地区の観光の現状や今後のまちづくり等の意見交換を行い、早速、紅葉の植樹等を進めていくことになりました。
- ・今後も、観光やまちづくりに関わる全ての方に、風景まちづくりを知っていただく機会をつくり、一緒に考え、行動していける体制を整えながら、協働していく取り組みを推進します。
- ・また、景観の形成や保全に取り組む地域や活動団体と連携していくとともに、こうした地域や活動団体が増えるような支援や取り組みを検討します。



セミナーで講演される進士五十八先生



風景まちづくりセミナー

# 永平寺町の風景を未来へつなぐ ～みんなで進める風景まちづくり～



【発行：永平寺町 建設課】永平寺町景観計画 2023-2032（概要版）

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日 1-4

電話：0776-61-3948（直通）

メール：[kensetsu@town.eiheiji.fukui.jp](mailto:kensetsu@town.eiheiji.fukui.jp)

FAX：0776-61-2474